

門真市公共施設予約システム構築及び運用業務委託事業者選定における 公募型プロポーザル実施要項

1 本要項の目的

本要項は、「門真市公共施設予約システム構築及び運用業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 事業概要

- (1) 事業名 門真市公共施設予約システム構築及び運用業務委託
- (2) 事業内容 別紙1「門真市公共施設予約システム構築及び運用業務委託仕様書」のとおり
※システムについては、原則、各事業者が所持するパッケージソフトの提供を前提とし、別途企画提案を受け入れるものとする。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
 - ア 構築期間 契約締結日から令和5年3月31日（研修期間を含む）まで
 - イ 運用期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日（仮稼働から本番稼働までの期間も含む）まで
- (4) 上限額 33,960,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

上限額は次の項目の経費を含むものとする。

 - ア 構築業務に係る経費
 - イ 運用期間中の使用料及び保守業務に係る経費
 - ウ 運用期間中の端末機器の提供及び保守業務等に係るリース経費

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本業務の応募書類提出時において、「5 応募書類」及び「7 応募書類の提出」において本市が指定する提出書類を提出できる法人であること。
- (3) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 公共施設予約システム構築及び運用業務について、類似の業務を、国または地方公共団体から、以下のいずれかを満たすものを6件以上受注し、当該業務を担当した実績を有する者を今

回の管理技術者または担当技術者として配置可能であること。

ア 平成24年4月1日から申請日までに契約を締結し履行完了のもの

イ 令和4年3月31日までにシステム構築業務を行い申請日以降もシステム運用業務を3年以上履行中のもの

(9) 受注者は、本業務内で取り扱う利用者情報等の個人情報の保護及びデータ管理の観点から、以下の認証のいずれかを取得していること。

ア 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO/IEC 27001 または JIS Q 27001)

イ プライバシーマーク (JIS Q 15001)

4 プロポーザルに係るスケジュール

内容	時期
応募書類 配布期間	配布日から8月25日(木)まで
質問受付期間	配布日から8月19日(金)正午まで
質問回答	8月22日(月)までに随時回答
応募書類の提出締切	8月25日(木)午後5時まで
一次審査可否通知	9月9日(金)までに通知
デモンストレーション体験会	9月12日(月) 予備日:16日(金)
プレゼンテーション	9月26日(月)
審査結果通知	10月初旬
仕様等詳細協議	契約候補者へ別途通知
契約締結	前項の協議が整い次第

5 応募書類

(1) 配布期間 配布日から8月25日(木)まで

(2) 配布場所 門真市ホームページ内からダウンロード

(3) 提出書類 「7 応募書類の提出 (4)」に示すとおり

(4) 作成方法 別紙2「応募書類等一覧及びチェックリスト」のとおり

なお、原則として、市が指定した文書以外には名称及び商号(ロゴ)やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

(5) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出のあった提案書は、選考を行う過程で必要な範囲において、複製を行うことがある

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

6 質問票について

本プロポーザルに関して、質問事項がある場合は以下のとおり質問を行うこと。なお、回答については、令和4年8月22日（月）までに門真市ホームページへ掲示し、個別には回答しない。

- ア 提出期限 令和4年8月19日（水）正午まで
- イ 提出場所 門真市役所 別館3階 生涯学習課
- ウ 提出方法 電子メール又はFAX（受信確認の電話を行うこと）
- エ 提出書類 「質問票」（様式第7号）

7 応募書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、期限までに以下のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年8月25日（木）午後5時必着
- (2) 提出場所 門真市役所 別館3階 生涯学習課
- (3) 提出方法 持参による（持参以外の提出方法は認めない）
- (4) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式第1号） 1部
 - イ 会社概要調書（様式第2号） 1部
 - ウ 業務実績調書（様式第3号） 1部
 - エ 業務実施体制調書（様式第4号） 1部
 - オ 情報保護対策における資格登録（認証）番号を証明するものの写し 1部
 - カ 令和4年度門真市入札参加資格者名簿に登録している場合は、以下の書類を省略できる。
 - (イ) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（3ヶ月以内のもの） 1部 ※写し可
 - (ロ) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（3ヶ月以内のもの） 1部 ※写し可
 - (ハ) 国税納税証明書 納税証明書（未納の税額がないことの証明「その3の3」。ただし、新型コロナウイルス感染症に伴う猶予措置を受けている場合は、納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明（その旨の記載があるもの）「その1」でも可）（3ヶ月以内のもの） 1部 ※写し可
 - (ニ) 地方税納税証明書 法人市民税（直前2ヶ年分[滞納のない納税証明書可]）（3ヶ月以内のもの） 1部
※写し可 ※門真市内に本店、支店又は営業所等がある場合のみ
 - (ホ) 誓約書（門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱 様式第1号(第10条関係)） 1部
※契約書に押印する印鑑と同一の印鑑で押印
 - (ヘ) 委任状（本社・本店以外で契約する場合のみ） 1部
 - (ト) 使用印鑑届 1部
 - キ 提案価格書（様式第5号） 1部
 - ク 提案価格の明細（自由様式） 1部
 - ケ 提案書（自由様式・下記参照） 10部

- コ 公共施設予約システム必要機能一覧（様式第6-1号、第6-2号） 10部
- サ 業務委託契約予定書（様式第8号） 1部

(5) 注意事項

上記(4)ケ 提案書の様式については、別紙2「応募書類一覧表及びチェックリスト」に記載する補足説明を参照し、作成すること。

提出書類は、紙媒体にて必要部数を提出すること。ただし、上記(4)提出書類のうち、ケ 提案書及びコ 公共施設予約システム必要機能一覧を併せてフラットファイルA4-Sに綴り、合計10部提出すること。また、上記(4)提出書類のうち、ケ 提案書については、原則A4サイズとし、表紙・目次等を除き、枚数は15枚までにまとめること。ただし、図や表などで説明に必要がある場合はA3サイズを使用して構わないが、A4サイズ2ページ分としてカウントする。

8 評価方法

(1) 評価方法

一次審査では、7(4)に記載の応募書類一式等の申請書類の審査により応募団体から上位3位以内を選定する。

二次審査では、選定された団体によるデモンストレーション体験会、プレゼンテーションの審査を行い、評価基準に基づいて選定委員の採点により評価する。

なお、一次審査の可否通知は、9月9日（金）までに書面及び電子メール又はFAXにて通知する。

(2) 評価基準

評価点の配分は、「評価基準」（別紙3）のとおりとする。

9 二次審査について

各公共施設の担当者に向けて、参加資格を有するものが提供する予約システムについて、体験する機会を設ける。詳細については、一次審査において合格した者に対し、デモンストレーション体験会及びプレゼンテーションの日程と併せて別途通知する。

(1) デモンストレーション体験会

ア 実施日 令和4年9月12日（月） 予備日：16日（金）

イ 実施場所 門真市内

ウ その他

(2) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションについて、以下のとおり実施する。

ア 実施日 令和4年9月26日（月）

イ 実施場所 門真市内

ウ その他

- ・プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーションは認める。
- ・プレゼンテーションに必要な機器は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター・スクリーンについては、本市で用意が可能である。
- ・プレゼンテーションの所要時間は、30 分間とする。(プレゼンテーション、質疑応答それぞれ 15 分程度)

(3) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者のうち、一次審査及び二次審査の合計点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、提案価格書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で提案価格書を再作成し、再提出された提案価格書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、合計点が 250 点未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本要項に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 提案価格書の金額が上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず自己が有利となるような働きかけを行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定結果を 10 月初旬に通知する。また、選定結果通知日に門真市ホームページにおいて公表する。

11 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と本市との間で、契約内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調い次第、契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の 100 分の 5 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、門真市契約に関する規則第 21 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

12 その他

- (1) 提出書類の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第9号）により届け出るものとする。
- (2) 提案書及び提案価格書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 提出書類を提出した後、各書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、本市より指示があった場合を除く。
- (4) 提出書類を提出した後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (6) 参加者が1者のみであった場合においても、本プロポーザルを実施する。

13 担当部署及び問合せ先

門真市 市民文化部 生涯学習課（担当：松本、空本）

住所 〒571-8585 門真市中町1-1

電話 06-6902-7139（直通）

FAX 06-6905-4935

Mail kys07@city.kadoma.osaka.jp